

平成17年9月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 山田智子

平成16年(ワ)第21128号 授業料返還請求事件

口頭弁論終結日 平成17年5月30日

判 決

東京都

原 告

大阪府中央区西心斎橋2丁目3番2号

被 告

代表者代表取締役

訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

株 式 会 社	ノ ヲ	ア
猿 橋	温	望 雄
寺 村	在 純	浩 夫
永 山	智 芳	行 明
森 脇	庸 庸	男 忠
柏 原		義 之
平 山		行 作
山 田		充 里
平 山		彦 安
李 世	裕 誠	剛
中 二	勇 広	
西 増	由 和	
安 西	吉	
三 大		

同 河 合 順 子

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金61万2400円及びこれに対する平成16年8月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

(1) 被告は、原告に対し、金61万2400円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は被告の負担とする。

2 請求の趣旨に対する答弁

(1) 原告の請求を棄却する。

(2) 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 当事者の主張

1 請求原因

(1) 原告は、平成14年5月13日、被告の開設する田町校（以下「田町校」という。）において、英会話レッスンのレギュラー・コースに係る生徒登録をし、被告との間で英会話レッスンの受講契約を締結し（以下「本件受講契約」という。）、レッスン料として、レッスン・ポイント600ポイント分（1ポイントあたり単価1200円）を合計71万8200円で購入し、また、外国人スタッフと英会話ができる「VOICE」ルームの利用チケット10回分を合計2万1000円で購入した。

(2) 原告は、被告に対し、平成16年3月、本件受講契約を中途解約す

る旨の意思表示をし（以下「本件中途解約」という。）、解約精算金の支払を求めた。

なお、原告は、このときまでに、レギュラー・コースのレッスン・ポイント57ポイントと「VOICE」ルーム利用チケット4回分を使用していた。

(3) 被告は、英会話レッスンに関する役務提供事業者であり、被告が本件受講契約において提供することとされた英会話レッスンは、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）における「特定継続的役務」にあたる。

特定商取引法49条2項によれば、特定継続的役務提供契約が解除され、それが特定継続的役務の提供開始後である場合、役務提供事業者（以下「特定継続的役務提供事業者」という。）は、提供された特定継続的役務の対価に相当する額及び当該特定継続的役務提供契約の解除によって、通常生ずる損害の額として同法41条2項の政令で定める額を合算した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務の提供を受ける者（以下「特定継続的役務受領者」という。）に対して請求をすることができないとされている。

本件において、上記の「提供された特定継続的役務の対価に相当する額」は、レッスン料については1ポイントの単価を契約締結時の1200円で計算した57ポイント分の6万8400円、VOICE利用については1回を2100円として計算した4回分の8400円の合計7万6800円であり、「語学の教授」に関する「契約の解除によって通常生ずる損害の額」として同法41条2項の政令で定める役務ごとに政令で定める額は、5万円又は契約残額の100分の20に相当する額（ $(74万6350円 - 7万6800円) \times 20 / 100 = 13万3910円$ ）のいずれか低い額であるから、5万円となる。そこで、本件中途解約に伴って被告が原告に精算して支払うべき金額は61万2400円となる（契約総額74万6350円－その他発生金額7150円－提供

された特定継続的役務の対価に相当する額7万6800円—契約解除によって通常生ずる損害の額5万円＝61万2400円）。

被告は、中途解約に伴う精算金の算定にあたっては、中途解約の時点で現に消化済みのポイント数に応じたポイント単価に基づいて消化済み受講料を算定すべきであると主張するが、購入価格（1ポイントあたり1200円）を超えて控除を認めることは二重に違約金を取ることになり（解約にあたり5万円が違約金として控除される。）、特定商取引法の違約金の定めを反するというべきである。ちなみに、経済産業省大臣官房商務流通審議官は、平成16年11月4日付けで「特定商取引に関する法律の施行について」と題する書面（甲4号証）を發し、上記の「提供された特定継続的役務の対価に相当する額」につき、「単価については、契約締結の際の単価を用いることが原則であり、合理的な理由なくこれと異なる単価を用いることはできない。」との解釈を示しているが、これは中途解約に伴う精算金の計算にあたり、契約締結時の単価を使用するのが妥当であるとするものである。

（4） よって、原告は、被告に対し、本件受講契約の中途解約に基づく授業料返還請求権に基づいて、上記精算金61万2400円とこれに対する本件訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

2 請求原因に対する認否

（1） 請求原因（1）及び（2）は認める。

（2） 請求原因（3）のうち、被告が本件受講契約において提供することとされた英会話レッスンが、特定商取引法における「特定継続的役務」にあたること、同法49条2項は、中途解約の場合に特定継続的役務提供事業者が請求できる金額について規定していること、原告の消化したレッスン・ポイントが57ポイントであること、消化済みVOICE利用料が8400円であること、特定商取引法49条2項の「契約の解除によって通常生ずる損害の額」が

5万円となること、被告が原告に支払うべき額は、契約総額から「その他発生金額」、「提供された特定継続的役務の対価に相当する額」及び「契約によって通常生ずる損害の額」の合算額を控除した額であることは認めるが、その余は争う。

原告が契約した平成14年5月当時の被告の約款（以下「本件約款」という。）には、契約の中途解約に伴う精算に関して、①消化済み受講料を算定する際に用いるべきポイント単価は、役務提供済ポイント数以下で最も近いコースの契約締結時のポイント単価とする。ただし、登録種別に拠らず、消化済みポイント数が25ポイント未満の場合は5000円、25ポイント以上50ポイント未満は3800円、50ポイント以上80ポイント未満は3000円とする。②消化済みVOICE利用料についてはVOICE利用済回数に2000円を掛けた金額とする旨規定されている（以下「本件消化済み受講料算定に関する規定」という。）。

特定商取引法は、「提供された特定継続的役務の対価」の算定の基礎となる単価については何ら規定しておらず、これを個々の契約に委ねているのである。被告における英会話レッスンのポイント単価は、契約締結時の登録ポイント数が多くなるほど安くなるという大量購入に伴う割引制度を採用している。このような料金体系が設けられている場合、役務を大量に購入した者が当該特定継続的役務提供契約を中途解約するにあたり、特定継続的役務提供事業者が支払を請求できる提供済みの役務の対価を、当初大量購入した役務の数量に応じた割引率の大きいポイント単価ではなく、契約締結時の料金体系のうち中途解約の時点における消化済みのポイント数（すなわち、現に提供を受けた役務の数量）に応じたポイント単価で算定し、これをすでに支払われた金額から控除することにも十分な合理性が認められるというべきである。

すなわち、「提供された特定継続的役務の対価に相当する額」を、大量購入したポイント単価により算定しなければならないとすると、最初に消化するポイ

ント分のみを購入するよりも、大量購入した後に中途解約をする場合の方が1ポイントあたりの単価を安くすることができることになる。これでは、同じポイント分だけで英会話レッスンを受講した者との間で不公平を生じるばかりでなく、被告が設けている大量購入に伴う割引制度の意義を失わせることになる。例えば、JR定期券でも、6か月定期券を購入すると1か月定期券を購入するより割引率が大きく、6か月定期券を購入した後、1か月後に中途解約すると、1か月定期券を購入した場合の料金を控除してその残額が返還されることとされている。NHK受信料についても同様である。このような例から明らかなように、購入数量が多くなればなるほどその単価が安くなる制度（以下「数量割引制度」という。）が設定されている取引において、中途解約がされた場合に、実際に使用した数量に応じた割引率による単価で精算することが社会一般に行われているのである。社会通念に照らしても本件消化済み受講料算定に関する規定が不合理であるなどと言うことはできない。

以上のとおりであって、本件消化済み受講料算定に関する規定には合理性があるから、これを特定商取引法49条2項1号に違反するということはできない。

したがって、被告が「提供された特定継続的役務の対価に相当する額」として控除できる金額は、ポイント単価3000円に、原告が消化したレッスンポイント数57を乗じ、消費税を合算して、さらに5パーセントの割引をした金額である17万572円となり、これとVOICE利用料との合計額は17万8972円となるから、原告に返還すべき額は、被告の受領済総額74万6350円から消化済み受講料17万0572円、消化済みVOICE利用料8400円、中途登録解約手数料5万円及びその他発生金額7150円を差し引いた51万0228円となる（74万6350円－17万572円－8400円－5万円－7150円＝51万0228円）。

理 由

1 請求原因（1）及び（2），同（3）のうち，被告が本件受講契約において提供することとされた英会話レッスンは，特定商取引法における「特定継続的役務」にあたること，原告の消化したレッスンポイントが57ポイントであること，消化済みのVOICE利用料が8400円であること，本件において，特定商取引法49条2項の「契約の解除によって通常生ずる損害の額」が5万円となることは，いずれも当事者間に争いがない。

2 本件における事実の経過について

上記当事者間に争いがない事実と証拠（甲1及び2号証，3号証の1ないし3，6号証，7号証，乙1ないし3号証，4号証の2の2，4号証の3の2，5号証）及び弁論の全趣旨によれば，本件における事実の経過として，次の各事実が認められる。

（1） 被告は，外国語教室，学習塾の経営等を目的とする業界大手の会社であり，日本国内に481拠点を有し（平成13年7月末当時），顧客に対し，生徒登録の際，必要なレッスン・ポイント数を予め登録させ，そのポイントを購入させるというシステムを採用し，かねて「駅前留学・お茶の間留学，1レッスン1260円～」，「英語を母国語とする講師（ネイティブスピーカー）による少人数によるレッスン」などと標榜して外国語教室事業を幅広く展開している。

（2） 原告は，平成13年10月から，TOEIC（国際ビジネスなどのためのコミュニケーション能力を判定する英語テスト）の点数を上げるため，1年間の契約で，教育訓練給付制度を利用して100ポイントの指定コースの英会話レッスンの受講を始めた。しかし，原告は，その後も成績が上がらない中，TOEICレッスンを受講することを考え，田町校の担当者に相談したところ，原告の利用している指定コースでは受講できないので，一般コースを受講するよう勧められた。その際，原告は，上記担当者から，「レッスン・ポイントを多く購入すると1回あたりのレッスン料が安くなり，600ポイントを

購入すると1回のレッスン料が1200円となる。」旨の説明を受けた。

こうして、原告は、同14年5月13日、田町校において、英会話レッスンのレギュラー・コースのスタンダード登録を選択して生徒登録し、被告との間で本件受講契約を締結した。

被告の受講料は、有効期限内に使用可能なポイント数がパッケージ化され、生徒登録する際に前もってこれを購入する前納制が採られていたため、原告は、レッスン・ポイント600回分を71万8200円で購入し（当時、割引キャンペーン中であつたため、5パーセントが割り引かれた。）、また、VOICE利用チケット10回分を2万1000円で購入し、その他の発生金額分7150円を含めて合計74万6350円を被告に支払った。

本件受講契約の締結にあたり、被告は、原告に対し、契約料金等につき記載した「Course Guide」と題する書面（乙2号証）を交付した。その後、原告は、被告に対し、生徒登録の申込書である「APPLICATION FORM」（乙3号証）を提出した。

（3） 上記のとおり、被告においては、英会話レッスンのポイント単価は、登録ポイント数が多くなるほど安くなるという制度が採用されていたが、本件受講契約が締結された平成14年5月当時のポイント単価（消費税相当分を除く。）は、下記のとおり11段階に分けられていた（なお、レギュラーコースのスタンダード登録においては、1レッスンあたり1ポイントが必要で、その有効期限は3年とされていた。）。

記

登録ポイント数	1ポイント当たりの単価
600	1200円
500	1350円
400	1550円
300	1750円

250	1850円
200	1950円
150	2050円
110	2100円
80	2300円
50	3000円
25	3800円

(4) 原告は、仕事をしながら夜間の大学院に通うことになり、英会話の勉強をする時間が作れなくなったため、平成16年3月8日、被告に対し、電話で中途解約の申入れをした（当時、原告が消化したレッスンポイント数は57ポイントであり、また、原告が消化したVOICEチケットは4回分であった。）。

(5) 上記のとおり、原告は本件受講契約を中途解約することとしたが、上記契約を締結した当時、中途解約に伴う精算時に控除されるべき消化済み受講料については、本件約款上、「消化済み受講料を算定する際に用いるべきポイント単価は、役務提供済ポイント数以下で最も近いコースの契約締結時のポイント単価とする。ただし、登録種別に拠らず、消化済みポイント数が25ポイント未満の場合は5000円、25ポイント以上50ポイント未満は3800円、50ポイント以上80ポイント未満は3000円とする。」旨が、また、消化済VOICE利用料については「VOICE利用回数に2000円を掛けた金額を消化済みVOICE利用料とする。」旨がそれぞれ定められていた。

(6) 平成16年3月23日、被告の田町校マネージャーであった小野（以下「小野」という。）は、原告に対し、支払済みの74万6350円から、消化済みレッスン料として384ポイント分（1ポイントあたり1750円、ただし消費税を加算の上5パーセント割引）の65万1000円、消化済みVOICE料10回分の2万1000円、中途登録解約手数料1万2800

円及びその他発生金額7150円の合計69万1950円を控除した5万4400円を解約精算金として返金する旨記載した「スタッフ確認用解約清算書」（甲1号証）を交付した。

これに対し、原告は、上記「スタッフ確認用解約清算書」に記載された解約精算金額が低額であることに驚き、不満を募らせた。原告は、本件受講契約が締結された当時、被告から、経過週毎にポイントが消化済みとなることや1年間に200ポイントが消化済みとなることについての説明を受けていなかったため、その後、東京都の消費生活センターの担当者に相談した上、被告に対し、上記回答は特定商取引法に違反するのではないかと指摘して交渉した。

これに対し、被告田町校の小野は、同年4月12日、支払済み額から、消化済みレッスン料として200ポイント（1ポイントあたり1950円、ただし消費税を加算の上5パーセント割引）、消化済みVOICE料10回分の2万1000円、中途登録解約手数料5万円及びその他発生金額の7150円の合計46万7175円を控除した27万9175円を返金する旨記載した「解約清算書」と題する書面（甲2号証）を原告に交付した。

原告は、これにも納得できず、上記解約清算書においても自動的に200ポイントが消化されることになっていたため、小野に対してその説明を求め、交渉を重ねた。

同年5月19日、被告エリアマネージャーの磯部は、原告に対し、「上記解約清算書において控除されていた金額のうち、中途登録解約手数料5万円を免除し、32万9175円を返金するので、上記金額で最終的解決とする旨記載した同意書に署名捺印の上返送されたい。」と記載した書面（甲3号証の1）を送付した。

（7）原告は、被告の上記各対応に不満を抱き、平成16年8月25日、本訴を提起した。

被告は、従前、本件受講契約の中途解約に伴う精算金額につき、5万440

0円、27万9175円、32万9175円といった額を提示していたが、本訴においては、上記のような額を主張することなく、「現在の被告の約款には経過週数に応じた標準受講ポイント数等とみなす規定がないことを踏まえ、消化済み受講料及び消化済みVOICE利用料を算定する際に用いるべき単価のみ主張する。」などとして、原告に返還すべき精算金額を51万0228円と主張するに至った。

(8) なお、東京都生活文化局は、「語学教室」を経営する事業者を調査し、その結果に基づいて、「「語学教室」に関わる消費者契約の問題点」と題する文書(乙7号証)を作成した。同局は、上記文書において、中途解約に伴う精算金の支払に関するトラブルが多発しているとの調査結果を受けて、「語学教室に関わる契約は、サービス提供の契約であることから、契約内容と実際に提供されるサービスとの齟齬が問題となることが多く、また、クレジット契約を利用した前金一括払の契約が一般的であるため、中途解約に関わる問題も生じやすい。」とした上、「インターネット広告画面及び広告物の表示に関する調査について」と題する項において、「価格表示をせず、「リーズナブルな料金」「入学金50パーセントオフ」とだけ表示したり、相当高額なコースの契約でなければ安い単価にならないのに、単価の「1レッスン1200円～」のみで総額の表示がされていなかった。これは消費者に安いと思わせる表示であるとともに、契約の総額を記載していないのは「不表示による不当表示」にあたる(有利誤認)。」と指摘している。

また、外国語教育事業の健全な発展を目的として設立された社団法人全国外国語教育振興協会は、「契約期間は、指導内容に根拠を有する合理的な期間である1年を限度とする。また、前払い金については、1年を限度とする。」との正会員倫理規定を置いている。

3 中途解約にあたり控除されるべき消化済み受講料について

被告が本件受講契約において原告に提供することを約した英会話教室に係

